



ゆたか福祉会キャラクター  
ゆたかめくんとみらいちゃん

# 障害者の ゆたかな **未来** をめざして



「海の花火」 みのり共同作業所 内山 寛昭さん ※紹介が10ページにあります。

## CONTENTS

- ▶ 私たちの実践 ~その人らしく生きるための生活リハビリテーション~ ..... P2~3
- ▶ 78 回目の終戦記念日に想う ..... P4
- ▶ キラリンと一ぷとしてスタートしました ..... P6~7

2023年8月10日 毎月1回10日発行 一部100円 (法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます)

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3  
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・  
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

シリーズ 私たちの実践

その人らしく生きるための生活リハビリテーション

## リハビリテーション委員会の活動①

### ■リハビリテーション委員会の活動

現在、法人には理学療法士（PT）2名、作業療法士（OT）1名、言語聴覚士（ST）1名が所属しており、他事業所への訪問は主にゆたか希望の家の西森OTと橋STが担っています。今回はリハビリテーション（以下、リハビリと略）の基本的な考え方と、リハビリ委員会の取り組みを紹介します。

### ①リハビリテーションとは？

リハビリといえば、多くの人は歩行訓練、関節の屈伸やマッサージを思い浮かべたり、なんとなく辛く苦しい活動イメージがあるのではないのでしょうか？それはリハビリのほんの一部です。

リハビリには急性期、回復期、生活期（維持期）、終末期の段階があり、

上記のような機能回復を目的としているのは回復期リハビリです。ゆたか福祉会の利用者に対するリハビリは、生活期リハビリです。リハビリ職が直接的に筋力アップや柔軟性アップを目指した機能訓練を実施するのではなく、入浴やトイレ、着替えなど、生活するうえで行う活動⇨日常生活動作をリハビリと捉え、自分の力で日常生活動作ができるように支援します。

また、リハビリと機能回復訓練は似ていますが、最終目標が異なります。機能回復訓練はリハビリ職や看護師などが中心となって、病気や加齢などの原因で低下した身体機能の回復や、身体機能低下を防止することを目標としています。

一方、リハビリは「再び（re）tabilis（適した）」というラテン語が語源となっています。医師の指示のもとで病気や障害、加齢などにより

生じてしまった不自由（制限）に対して、元の生活に戻れるようにする、今までの生活や活動を続けられるようにする、その人らしい生活ができるようにすることを目標としています。

また、身体機能低下による活動意欲低下や気持ちの落ち込み、自信喪失状態から、社会復帰や活動参加意欲の向上、自分らしく生きたいといった精神面の回復も担います。PT・OT・STの「T」はトレーナー（Trainer）ではなく、セラピスト（Therapist）であり、さまざまな療法によって、利用者を癒し回復をサポートします。

つまり、機能回復訓練や身体面の維持・予防だけではなく、身体機能や意欲低下によって制限が増える⇨人権を侵害される状態から、人としての尊厳や、その人らしく生きる権利の回復⇨「全人的復権」を目指した活動全てが「リハビリ」となります。

### ②各職種の特徴と活動内容

リハビリに関わる職種は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士があります。具体的な実践事例は次回の記事で紹介しますので、今回は職種の違いを簡単に説明します。

#### ・理学療法士

(PT = Physical Therapist)  
運動療法や物理療法で、基本動作能力の回復や維持、機能低下の予防を専門としています。運動療法は実際に利用者の体を動かして、生活に必要な基本動作である座る、立つ、歩くなどが行えるように筋肉や関節、バランス能力の回復を進めます。物理療法では、温熱・電気・マッサージなど外部からの刺激を活用して、身体機能の回復を図ります。

#### ・作業療法士

(OT = Occupational Therapist)  
「スプーンを持つ」「靴下をはく」「掃除をする」「調理をする」などの生活や仕事に必要な動作の獲得を目指すし、動作練習や環境設定をするこ



とが専門です。また、精神的な障害におけるリハビリも担当します。心の病気を抱えた利用者のケアや、集団活動を通じて社会復帰に必要な自信の回復、精神面のサポートをするのもOTの役割です。

・言語聴覚士

(ST) =

Speech-Language-Hearing Therapist)

話すことをはじめとした、コミュニケーション能力の向上を専門としています。口の機能を専門とすることから、食事に関連するリハビリも担当しています。具体的には、その人の嚥下能力に合った介助方法や、食べ物の大きさや形状（普通食、刻み食、ミキサー食など）を提案します。また、コミュニケーション練習では、苦手な発音を練習したり、発語が難しい場合は絵カードやタブレットなどの代替手段を提案したりします。

3 ゆたか希望の家でのリハビリテーション

支援現場では身体機能低下に介助が必要となりがちです。介助量が増

えれば、その人の生活リズムや趣味・嗜好よりも、職員に生活全般を委ねる割合が高くなっていきます。ゆたか希望の家では職員主導の制限のある生活ではなく、利用者が主体的に生活をするに自立支援が心身機能の低下を防ぎ、その人らしく生きようとする意欲を高めていくと考えています。

例えば食事支援では、まず多職種でアセスメントを行います。リハビリ職は身体機能評価、食事環境評価、食べ方や咀嚼・嚥下機能評価、性格や嗜好などの個人要因評価を行い、食事姿勢や環境の最適化、本人に合った食器へ変更、食事形態変更、介助方法を提案します。

こうした環境整備をすることで、食事が食べやすくなり、自分で食べることが身体機能・生活能力を維持していくことにつながります。日々の生活が生活リハビリとなり、主体的な生活が意欲を高め、将来の選択肢が増えていく。障害が重度でも、高齢で身体機能が落ちても施設でしか生活できないと考えるのではなく、『当たり前働き、選べる暮らし』の実現を多職種連携で取り組んでいます。

食事がこぼれにくい食器と食事台▼



▲自然に最適な食事姿勢が取れるようになりました

4 リハビリテーション委員会の目標

リハビリ委員会の目標は、「本人が望む生活、活動を実現・継続すること、制限を減らすこと」です。障害があったり、高齢化した利用者は、生きていく中で多くの制限を受けています。自分に合っていない環境に適應するために、制限を受け入れて、周囲の

環境に自分を合わせることを求められます。リハビリは特定の人的資源や設備によらず、今ある環境や支援を利用者本人に最適化して、その人らしく生きる権利を回復していきます。『障害があるから』ではなく、『障害があっても』を枕詞につけられる生活の実現。ゆたか福祉会の理念である『いのちとねがい』を大切に、社会への参加とゆたかな暮らしの実現をめざすための環境づくりに取り組んでいます。

また、リハビリ委員会は重度・高齢の利用者だけでなく、若い利用者へも活動を拡大しています。

生まれつき機能障害を持つ児童や自閉症など発達障害の児童に対し、その人の持つ機能を生かしてさらに発達させる「リハビリテーション」という観点があります。リハビリ委員会ではOT、STを中心に、学校から社会へ適應していく中で必要なスキルや、コミュニケーション能力獲得が必要な若し利用者に対して、持っている機能や持ち味を生かしてさらに発達させるというリハビリテーションの観点を取り入れた支援にも取り組んでいます。

ゆたか希望の家 所長 倉地伸顕



# 78回目の 終戦記念日に想う

理事長 鈴木 清覺



我が国とアジア諸国に甚大な被害をもたらしたあの悲惨な戦争の終結から、78年目の夏を迎えます。戦後この反省の上に「二度と戦争を起こさない」と決意して、1947年に平和憲法を制定し、国と経済と社会の発展に取り組んできました。それは、世界からも評価され、賞賛されることの多い国づくりであり、社会づくりでもあります。

しかしながらここ最近、政治と社会の動きが怪しくなってきました。国の礎となる平和憲法の改正準備や、世界の動きを見ると長引くロシアのウクライナへの無法な軍事進攻、中国の南シナ海等における国際ルールを無視した軍事基地等の強硬な設置、相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射実験です。このように、国連憲章をはじめとした国際的な条約と法規を無視した世界と我が国をめぐる平和への危機が進行し、世界は分断と亀裂を深めているように見えます。

ここ数年の諸国民の努力によって、国連においては「核兵器禁止条約」の採択と推進が取り組まれています。残念ながら我が国政府は、世界で唯一の被爆国であるにもかかわらず、こうした世界の大きな変化を無視しています。

そればかりか、わが国政府は、軍事費を5年間で43兆円にも上る大増強の予算化をめざしています。また、安保関連3文章の改悪の強硬や、沖縄をはじめとした西南諸島(宮古島、石垣島、与那国島など)における自衛隊基地の新設やミサイル配備などを、住民や自治体の反対を無視し強力にすすめています。

まさに戦争準備ともいえる状況を呈しています。

日本におけるこうした現状は、戦争か平和か、軍事か福祉か、いま私たちは大きな岐路を迎えていると言えます。「戦争のない平和な社会」の実現は、ゆたか福祉会の事業理念であり、障害者・高齢者の権利や生活の土台です。また今日の状況は、私たちの事業にも大きな影響を及ぼすこととなります。すべての関係者がこうした問題に広く関心を持ち、学習や必要な取り組みをすすめていくことが必要です。各職場や地域において大いに取り組みを進めましょう。





# 平和への願い

## ～ファルザドさんからのメッセージ～

4月職員集会において愛知県立大学の神田すみれ氏をお招きし、「海外の人たちと共に働く多文化共生を考える」をテーマに講演を行いました。この中で先生はウクライナ“避難民”とアフガニスタン“退避者”の違いに触れられながら、ゆたか作業所で働くファルザドさんのメッセージを紹介されました。職員のアンケートでは「アフガニスタンの方のメッセージに心を打たれた」「自分に何ができるのかを考えていきたい」という“声”が多数寄せられました。今回は改めてファルザドさんのメッセージを紹介し、今後の活動に繋げていきたいと思います。

### ファルザド・フライドゥーンさんのメッセージ



私は、元アフガニスタンの公衆衛生専門家であり、名古屋大学の研究者であり、現在はアフガニスタンの亡命希望者として名古屋に住んでいます。

ご存知のように、アフガニスタンでは2021年8月15日に共和制政府が崩壊し、その後タリバンというテロリスト集団に占領されました。

この悲劇的な出来事の後、旧政府や国際機関、NGOのために働いていた何十万人ものアフガニスタン人が、他の場所で生き延びるために国を脱出しました。私もその一人で、日本政府と名古屋大学の強力な支援によって日本にたどり着きました。

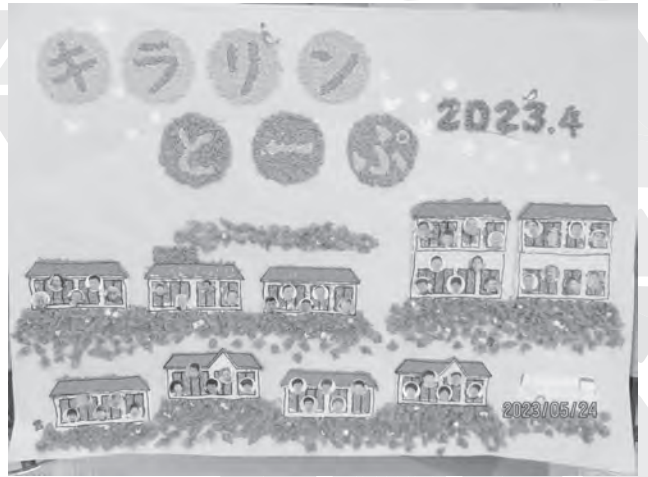
今日、この重要なイベントで私のメッセージを伝える機会を得たことに感謝しています。国を出ることや亡命を求めることは、簡単なことでも最善の選択でもありませんでしたが、私はそうしなければなりません。社会的地位やキャリアを失い、学業を台無しにし、仕事を辞め、祖国、家族、親戚、友人、ビジネス、そして財産を捨てたいと自発的に思う人はいないと思います。それにもかかわらず、生命を脅かす可能性のあるリスク、価値観の相違や対立、女性やマイノリティに対する組織的な差別、極めて基本的な人権の欠如、家族や子供たちの将来への不安から、私たちはアフガニスタンを去らざるを得なかったのです。

～中略～ 正直なところ、ここ日本での紛争当事

者の生活は不安です。最大のハードルは、合法的な滞在先を確保することと、生きていくための収入源を見つけることです。戦略的な計画を立てるのも難しいことです。私を含むアフガニスタンからの避難者のほとんどは、このような困難な状況に対処しています。私には3歳未満の子供が2人おり、そのうち1人は自閉症スペクトラムに苦しんでいます。

特別なケアが必要なため、両親のどちらか、つまり妻か私が面倒を見なければなりません。私の場合、主に私が面倒をみており、妻は働いています。彼の保育園は普通の保育園とは違います。～中略～パートタイムの仕事を見つけるのはかなり無理があります。

Yutakaのチームを紹介してくれた日本人の友人にとっても感謝しています。彼らは私の話と私が遭遇した困難を聞いてくれました。私の限界をよく考慮し、対処してくれるフレキシブルな仕事の機会を提供してくれています。私が働く環境は、プロフェッショナルでフレンドリーです。私をサポートし、受け入れてくれたYutakaのリーダーシップとチームにとっても感謝しています。このパートタイムの仕事は、経済的にも精神的にも大きな支えとなりました。今では、息子の面倒を見ながらパートタイムの仕事をするので、より生産的で成功していると思います。貴重なサポートをありがとうございました。



記念行事に向けて制作した壁画

## 福祉村の新たな一歩

# 「キラリンとーぷ」としてスタートしました

キラリンとーぷ 所長 伊藤美香

開催し議論を進めてきました。目指したのは福祉村の施設運営だけでなく、地域ニーズを踏まえた事業の展開など、地域とのつながりを意識した運営でした。

福祉村の20年の成果として、小舎制個室の実現や職住分離の実践、自然豊かな地域に支えられた暮らしなどがあげられます。長年に渡りご家族や関係者の皆さんなど多くの方々に支えていただきました。

その一方で、設楽町という過疎地域における医療面での課題や利用者・家族の高齢化、人材確保についての課題などが出されました。

福祉村での実践や成果を継承し、引き続き地域に根差した施設運営を進めることを軸としながら、名古屋での生活を希望する方への移行支援を進めることになりました。具体的には、名古屋に日中支援型グルー

プホームを建設し移行を進めることと、福祉村の二つの入所施設を統合し、一定規模を縮小し運営を一本化して継続することです。

将来構想の検討を進めるにあたっては、利用者・家族への説明を重ね、ご意見や質問を出していただきながら丁寧に進めてきました。名古屋への移行を希望される方には、グループホームの見学説明会や体験利用、個別相談を行いながら、将来の生活の場を選択できるように取り組みました。最終的に12名の方が移行を希望されました。

福祉村全体としては、二つの入所施設を第2ゆたか希望の家に統合し、「暮らしのエリア」として運営することになりました。またグループハウスなどらの建物設備を活用して、地域ニーズを踏まえた事業展開や、個人や諸団体の居場所や交流を

行う「地域交流のエリア」として今後の運営を展開していきます。

### 統合に向けて

二施設の統合により定員を55名とし、身体障害のある方の受け入れに向け、生活棟と活動棟を新たに増築し必要な設備を整えました。車いすの方が利用しやすいように、可能な範囲でスペースを広く取り、機械浴（座浴と寝浴）も移設しました。

運営面では、二つの施設は知的障害の方と身体障害の方がそれぞれ分かれて利用してきており、日課や支援方法などにも様々な違いがありました。統合に向けこうした利用者が同じ施設で生活することを想定し、居室配置やタイムスケジュールの調整を行いました。また、統合後の運営を円滑に進めるために、職員の体

### 福祉村将来構想の具体化

設楽町にある福祉村の二つの障害者支援施設、第2ゆたか希望の家とグループハウスなぐらは、2023年4月に統合し、「キラリンとーぷ」と名称を新たにスタートしました。両施設が開所して25年目を迎え、新たな体制での運営が始まっています。

福祉村20周年の節目の年でもある2018年より、福祉村将来構想の具体化について検討会議を定期的に

# 楽しい時間になりました 記念行事



合唱

## 統合後の様子 〜 記念行事を開催〜

駿交流や合同職員会議を重ね、利用者理解を深めるとともに職員の間にも積極的に行ってきました。利用者への説明や見学、自治会役員の交流も取り組んできました。

4月にグループハウスならぬ利用者が引越したを終え、新たな生活が始まりました。4月、5月は生活面での日課の調整や、職員の支援技術の習得を最優先とするため、日中活動を中止し生活面での支援の安定を重視しました。生活の場や集団は

変わりましたが、大きな混乱もなく皆さん穏やかに過ごされています。

5月には新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、統合して初めて全員が集まり記念行事を開催しました。この日に向け皆でキラリンとーぶの壁画を作成し、お祝いの行事に花を添えました。利用者の皆さん一人ずつ紹介を行い、職員のギター演奏で「キラリンとーぶの歌」や「仲間たちキラキラ」などを合唱しました。全員で集まる貴重な機会となり、楽しい時間を過ごすことができました。

6月より5つのグループに分かれて日中活動を再開しました。第2ゆたか希望の家で活動していた4つのグループ（キララ班、クリーニング班、農耕班、作業所班）と、車いすの利用者が活動するグループ（ひだまり班）を加えそれぞれ日課を工夫しながら日々取り組んでいます。

また新たに増築した活動棟では、車いすの利用者がボッチャやゲーム、足湯などを行っています。体を動かしたりマッサージを行うなど、活動を通してリハビリにもなっています。

ます。まだまだ全体での行事や活動を行う機会は多くはありませんが、個々のニーズや障害特性に合わせた日中活動や余暇支援を充実させていきたいと思っています。

## 今後に向けて

今回の福祉村将来構想の具体化においては、利用者・ご家族、関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら進めることができました。福祉村開所以来の大きな転換期にもなりました。

今後も引き続き、福祉村で生活される利用者やご家族の願いや思いに応えられるよう努めていきます。また、地域とともに歩んでいける施設運営を目指していきます。よろしくお願いたします。

活動棟の様子



7 ボッチャ



玉入れゲーム



# 仲間たちの工賃に係る 消費税の更生請求訴訟について

事務長 宇川賢彦

ゆたか福祉会が「仲間たちの工賃

にかかる消費税」について、国税不服審判の決定を不服として裁判所に提訴したのが、昨年2022年

7月19日でした。それからちょうど1年が経過しました。ご承知かと思いますが、裁判所の審理は非常に時間がかかると言われていました。実際この一年間で裁判所は3回開廷しただけで、次回は9月13日ということになっていきます。ただこの間、国側の主張の書面が出され、私達から反論の書面を提出していますので、今回は提訴後の動きを紹介したいと思います。



何故、

工賃をめぐる消費税について、裁判所に提訴しているのか

この問題で私達が裁判所に提訴するまでの経過と主張の詳細は、昨年11月から今年2月までの広報誌上の連載で紹介しています。（これはゆたか福祉会のホームページ、情報公開のページのバックナンバーでそれぞれダウンロードできます。興味のある方はご覧になってください）

簡単に提訴までの経緯を紹介いたします。ゆたか福祉会は2019年5月に管轄である地元の税務署に、それまで私達が納めていた消費税の内、仲間たちの工賃部分の消費税の計算が違っていたので、修正申告を行い、合わせて納め過ぎていた消費税の還付請求を行いました。

2018年度分からは本来の計算で納めていたので、時効となる期間を除く5年間、2013年度から2017年度の消費税が対象でした。その金額は、工賃の仕入控除にあたる部分、総額約2、400万円の還付を求めたものでした。私達はその前年度分から仲間たちの工賃を仕入控除の対象として差し引いて消費税を納めていたので、当然この還付請求は認められると考えていました。ところが、税務署の対応は全く違い、私達の請求は認められませんでした。

工賃は「役務の提供」の対価ではないという税務署の主張

私達の請求を認めないという税務署から来た書面には、仲間達が働いているのは「就労継続B型」「生活介護」など福祉サービスの一環として提供されている事業所で行っている活動であり、「役務の提供」とは違うという理由でした。したがってそれらの事業所で支払っている工賃は「役務の提供」の対価ではないというものでした。それまで私達は「役

務の提供」とは仕事そのものであるという認識でした。作業所では仲間達が商品を作り販売したり、企業から委託の仕事を請け負い、売上や収入を生み出している。事業所はその労働の対価として、仲間たちに工賃を支払っている。もちろん売上があるから消費税も納付する事ができる。そのように考えていました。税務署が仲間たちの労働を「福祉サービスの活動でしかない」という判断をするとは夢にも思っていませんでした。

仲間たちの労働が、「役務の提供」であるかが裁判で争われている

日々仲間たちの働く姿に接し、仲間とともに売上げを上げ、工賃を少しでも上げようと努力をしている我々にとって、税務署のこの対応は到底認めることが出来ない内容でした。その後、国税不服審判所にも訴えを起しましたが、私達の主張が認められなかった為、現在は裁判所に審理の舞台が移っているという状況です。

国側の主張は、仲間たちの労働を更に否定：「売物にならないパンを作っても良い」「無償の取引である」と主張

裁判が始まり、国側代理人（訟務官）が国の主張を書面で提出しています。その中に以下のような記述があります。

仲間達が行っている生産活動の説明として、②「事業者が収入を得させるためではなく、飽くまで利用者自らのために、生産活動に従事することそれ自体を目的として生産活動に従事している」、③「利用者がパンを上手に製造することができず、売り物にならなかつたとしても、…所定の工賃が支払われることになるし、（後半部分省略）④「利用者が従事する生産活動は、…事業者による利用者に対する便宜の利用行為として行われるものであって…対内的な無償の取引である」

業所が奨励しているかのような表現なのです。また「無償の取引である」と断定した言葉を使っていますが、この意味は「タダ働き」「ボランティア」という意味です。仲間達はタダ働きをしているとでもいうのでしようか。いくら国側の主張を証明しようという文章であつても、あまりにもひどいと言わざるを得ない認識だと私達は捉えています。

国側の主張（第1準備書面）、私達のこれに対する反論（第2準備書面）、それぞれゆたか福祉会のホームページに消費税訴訟のコーナーとして公開していますので、ぜひお読みになってください。

マスコミでも報道され注目されています。

消費税の工賃の扱いをめぐる裁判は全国で初めてとのこと、この間マスコミでも取り上げられています。1月には読売新聞、6月には東海テレビ、7月には中日新聞でも報道されています。

消費税の工賃の扱いをめぐる裁判は全国で初めてとのこと、この間マスコミでも取り上げられています。1月には読売新聞、6月には東海テレビ、7月には中日新聞でも報道されています。

## テレビ放映され～たくさんの感想が寄せられました～

今回の消費税更正請求について4月28日、東海テレビ大谷ジャーナル「障害者と労働」で取り上げて頂きました。特にリサイクルみなみ作業所のリサイクル現場で働く浅野凌さんの姿に、お母さまのもとにたくさんの感想が寄せられました。いくつか紹介します。

### 元担任より .....

- ・本当に短時間ではありましたが、実態を知ってもらいきっかけ、考え、疑問に思ってもらいきっかけになっていたらいいですね。凌くん、立派な青年になりましたね。見事な仕事っぷりやピアノの腕を上げて楽しんでいる姿を見ることができて、とつともうれしかったです。
- ・今回の裁判で訓練ではなく労働と認める「目的」をどこにもっていくか。金銭面なのか、条件面なのか、人権的な部分なのか。何にせよとても簡単な話ではないと思いますが、「障害者の労働」が報道によって注目を集めること自体はすごく意味があると思います。

### ママ友より .....

- ・ゆたか福祉会さん、「やっぱり先陣を切っていかれる姿がすごいな」と思い、理事長さんの行動と憤りの熱に何より感銘を受けました。凌さんの爽やかな凛々しさも印象的でしたが、浅野さんが「福祉です」と言い切られつつ、それでも「やっていることの中身は労働ではないのか」と、「親として」と断りつつも迷いなく問うところ、息子の姿と親の言葉それぞれに打たれました。



日誌

6月

- 2日(金) 監事監査
- 3日(土) もやい総会
- 7日(水) 第4回消費税訴訟口頭弁論
- 10日(土) 理事会
- 14日(水) 事業運営推進会議
- 15日(木) 広報・ホームページ編集委員会
- 16日(金) 食と健康推進委員会
- 21日(水) 所長会議 / 安全運転講習(~22日)
- 23日(金) 新所長研修 / 新管理職合同研修 / 権利擁護・虐待防止会議
- 25日(日) 評議員会・理事会
- 27日(火) 研修部会議

## 表紙の作者紹介

### 「海の花火」

みのり共同作業所  
内山 寛昭さん



みのりに通い始めて6年が経つ内山さん。卒業するなかまの似顔絵を描いた事をきっかけに、様々な絵を描いてこられました。コロナ禍では色々な感染対策ポスターを描き、皆の意識を高めてきました。また入職した職員や新しく入ったなかまの似顔絵をはじめ、毎年来られる実習生にも絵をプレゼントされています。

そんな内山さんに今回、広報誌の作品のお話が届き「みのり共同作業所以外にも、自分の得意な事が知られて嬉しい!」と発言されていました。

夏のイメージの中から花火を選ばれ、休みの日に集中して描かれたそうです。海の色と夜空を別の色で表現されています。「これからも様々な表現を絵にしていきたい」と語っておられました。

### 一般寄附(6月)

末田喜一 伊藤澄子 篠山治人 順不同敬称略

### 賛助会員新規加入者・更新者ご芳名一覧

(6月23日~6月28日 手続き分) 順不同敬称略

笠原 悦雄	井出 由紀	一柳 裕子	岡田多津子
高橋 利浩	稲垣 雅代	杉浦 達男	浅野 清高
山田 清文	高森 裕司	鬼頭 宏	鈴木 徹朗
土井ちづ子	野間 聖子	吉野多賀子	住友 陽子
柳川 将義	浅野美千代	太田 成誓	中西 和子
・オリエ	山田 国明	糠谷 彰洋	今西 正次
神谷 恵子	内田 紙店	末田 喜一	佐藤 博宣
毛利 登	今井 信彦	小田切龍三	片山美恵子
金桶貴美代	平國 哲	横井 雅幸	飯田 章代
早川 由美	近藤 直子	星屋 政司	水谷 暎子
野原 信一	杉浦 博	戸塚やよい	

原山法律会計事務所 原山剛  
社会福祉法人たからばこ  
大橋昭人事務所 大橋昭人  
(株)ワイクリード  
学校法人葵学園 認定こども園 葵第二幼稚園  
設楽測量設計(株) 加藤博俊  
港北幼稚園  
社会福祉法人あずま福祉会 おおぞら作業所  
中日印章印刷(株) 林克己  
おもちゃ図書館ぴっころ

※利用者・保護者・職員の皆さんからも多くのご寄附をいただきました。

ありがとうございました

## 広報・487号

2023年8月号(2023年8月10日発行)  
定価1部100円  
法人協力会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます  
発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会  
印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会会費 = 年間1口6,000円、  
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884  
・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会



# ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとり皆主人公。  
みんなの夢が  
息づく場所です！

## 法人本部

法人本部 ☎ 052-698-7356  
ゆたか障害者福祉研究所

## 名古屋事業本部

ゆたか作業所(南区) ☎ 052-692-3531  
みのり共同作業所(南区) ☎ 052-612-6237  
リサイクルみなみ作業所(南区) ☎ 052-612-5391  
トライズ(南区) ☎ 052-825-4022  
ふれあい共同作業所(南区) ☎ 052-613-2479  
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ☎ 052-824-4450  
なるみ作業所(緑区) ☎ 052-878-6921  
ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-6912  
つゆはし作業所(中川区) ☎ 052-353-3175  
リサイクル港作業所(港区) ☎ 052-382-1933  
みらいろ(港区) ☎ 052-382-3200

## 相談支援事業本部

緑区障害者基幹相談支援センター  
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333  
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006  
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539  
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789  
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776  
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

## 尾張事業本部

あかつき共同作業所 ☎ 0568-25-0171  
あかつきヘルパーステーションはなキリン  
ゆたか生活支援事業所尾張  
ケアホーム徳重 ☎ 0568-22-8587  
ケアホーム北野 ☎ 0568-68-8844  
ケアホームあかつき ☎ 0568-54-2700

## 福祉村事業本部

キラリンとーぷ ☎ 0536-65-0370  
デイサービスなぐら【高齢】  
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372

## 名古屋高齢事業本部

ケアサポート宝南  
デイサービス宝南 ☎ 052-618-0205  
グループホーム宝南の家 ☎ 052-613-5081  
ケアサポート宝南【相談】 ☎ 052-613-6055

## 地域支援事業本部

ゆたか通勤寮 ☎ 052-611-7781  
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404  
ゆたか生活支援事業所なかがわ  
つゆはし板倉ホーム ☎ 052-354-0678  
上脇ホーム ☎ 052-352-3266  
あおなみホーム ☎ 052-355-9339  
サテライトあおなみ  
ホームみらい ☎ 052-383-5580  
ゆたか生活支援事業所みなみ  
グループホーム エール ☎ 052-619-6052  
エールI・エールII  
ホームみのり ☎ 052-612-9480  
元塩ホーム ☎ 052-614-4691  
サテライト元塩 I・II  
第二八光荘 ☎ 052-612-3986

## 地域生活支援拠点事業所まーぶる

まーぶるホーム ☎ 052-691-0161

## ゆたか生活支援事業所かさでら

第1かさでらホーム ☎ 052-618-7171  
第2かさでらホーム  
ひいらぎホーム ☎ 052-611-6955  
粕島ホーム ☎ 052-824-9590  
ひろめホーム

## ゆたか生活支援事業所なるお

ほしざきホーム ☎ 052-825-4359  
ゆたか鳴尾寮 ☎ 052-613-3021  
鳴尾ホーム ☎ 052-611-3588  
第一八光荘 ☎ 052-614-4345  
わかばホーム ☎ 052-614-2785  
あさがおホーム ☎ 052-613-5606

## ゆたか生活支援事業所みどり

大清水ケアホーム ☎ 052-876-8820  
なるみホームひまわり ☎ 052-893-7575  
かきつばたホーム ☎ 052-680-7777  
みずひろホーム ☎ 052-715-8336

## ゆたか生活支援事業所あつた

第1ホーム白鳥 ☎ 052-671-0067  
第2ホーム白鳥  
第3ホーム白鳥  
第1ゆたかホーム太陽 ☎ 052-691-4004  
第2ゆたかホーム太陽  
明治ホーム



# その人らしく働く暮らし

Vol.111

## 仲間

「リサイクル港の大ベテラン！  
これからも仲間と共に」

リサイクル港作業所 堂田知希さん



養護学校中等部を卒業後3年間の在宅を経て、1994年リサイクル港作業所に入所。初期メンバーの一人で、大ベテランになります。両親と同居され、ヘルパーと一緒に通所されています。

堂田さんの好きな工程は「受け取り」。ベルトコンベアを流れる「生きビン」と呼ばれる再利用できるびんを取る仕事です。昔から生きビンには詳しく、今も取るビンをしっかりと把握し仕事ができています。受け取りの合間に、キャップ取りの仕事も行ってくださるなど活躍しています。



キャップを取っている堂田さん

岸野翼

んでくれたり、掃除のほうきを渡してくれたりなど、堂田さんが仲間たちから慕われているのがよくわかります。入所当時の記録に書かれていた「仕事を覚えて長く働きたい」という願い。そこから29年という長い月日が流れ、もうすぐ30年目を迎えようとしています。この仕事は体力的に大変だと思えますが、身体に気を付けながら少しでも長く活躍してもらえればと思います。

## 職員

「ゆたか福祉会で働く魅力」

ゆたか通勤寮 鬼頭晴日



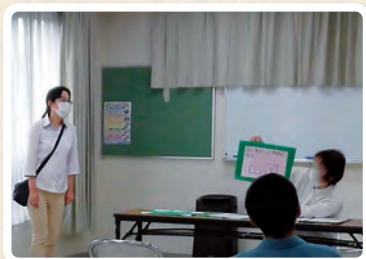
私は以前、別の法人が運営する特別養護老人ホームで働いていました。

6年働いた後、社会福祉士の資格を取得する為に学校に通い直していた頃も「卒業後はまた高齢者福祉分野で仕事を探そう」と思っていました。その気持ちが変わったのは、一つは在学中に相談支援専門員の方が担当されていた「障害福祉」の授業で興味をもったこと、もう一つはゆたか福祉会と出会い、理念にふれ、ゆたか福祉会が歴史的に福祉制度をつくってきたこと、変えてきたことを知り、体験実習を経て「ゆたか福祉会で学びながら仕事をしたい」と思つようになった。

生活支援事業所なるおの配属となりました。初めての仕事ばかりでしたが、仲間の方も先輩職員さんも長年生活されている方や働かれています。が多く、頼りにできる人に囲まれて、2年間働き、グループホームでの仕事を学ぶことが出来ました。そして、今年の春からはゆたか通勤寮に異動となりました。

関わる人が違うことはもちろんですが、それぞれの事業所が目的として掲げていること、役割として期待されているものも違い、学ぶことがまだまだたくさんあります。戸惑う事も多いですが、通勤寮でも頼りになる先輩方と一緒に頑張っていきたいと思えます！

「ご縁を頂き、正規職員として配属されるまでの半年間は、希望の家でアルバイトさせて頂きました。障害福祉の分野で仕事をするのは初めてでしたが、些細な事でも声を掛け合える環境で安心して働くことができました。正規職員としては、ゆたか



健康講座を開きました